

掛川市教育委員会規則第3号

県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年3月29日

掛川市教育委員会教育長

県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

